

令和 8 年 秋の全国交通安全運動北海道実施要綱

第 1 運動の目的

交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人一人の交通安全意識の高揚を図る。

第 2 期間

1 運動期間

9 月 2 1 日（月）～9 月 3 0 日（水）までの 1 0 日間

2 統一行動日（セーフティコール）

9 月 1 8 日（金）

3 交通事故死ゼロを目指す日

9 月 3 0 日（水）

第 3 主催

北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道安全運転管理者協会

第 4 運動の重点

- 1 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 2 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 3 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 4 〈高齢者〉高齢者の交通事故防止
- 5 〈バイク〉バイクの交通事故防止

第 5 運動の進め方

道、道教委、道警察、市町村をはじめ、関係機関・団体等は緊密に連携し、体系的かつ効果的な交通安全運動を展開するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

第 6 重点に関する主な推進項目

1 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

(1) 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

ア 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断や信号無視等の法令違反がある場合が多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進

イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を挙げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横

断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進

ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進

(2) 歩行者の交通事故防止対策

ア 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

イ 通学路、幼児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動の推進

ウ 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、「ゾーン 30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

オ 通行の妨げとなる不法占拠物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

カ 令和 8 年 9 月 1 日から、生活道路においては法定速度が 30 キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

2 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

(1) 夕暮れ時の交通事故防止対策

ア 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後 1 時間における横断中の事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進

イ 夕暮れ時におけるライトの早めの点灯を促す取組の推進

ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

エ 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

(2) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールへの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や、横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

(3) 飲酒運転の根絶

ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

ウ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一

部を改正する法律（令和 8 年法律第 52 号）により、酒酔い運転の罪等の構成要件を明確化するための数値基準が設けられたこと及び飲酒運転はこれらの規定に基づき厳正に処罰されることについての周知

(4) 「ながらスマホ」の根絶

ア 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進

イ 業務中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

(5) 妨害運転等・いわゆる白タク行為等の防止対策

ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

ウ いわゆる白タク、白トラ、白バス行為を防止するため、これらの行為が道路運送法等違反となることなどについての広報啓発の推進

(6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

イ シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進

ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない 6 歳以上の子どもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進

エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

(7) 外国人運転者の交通事故防止対策

ア 母国との交通ルールの違い等を理解するための、啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進

イ レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知

ウ 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進

エ 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化

オ 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進

3 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

(1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と新たなルールの周知

ア 16 歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されたことを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、飲酒

運転、「ながらスマホ」、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルール の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

ウ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルール の分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進

エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

(2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

イ タ暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射用品等の取付けを促す取組の推進

ウ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進

エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進

オ 自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

(3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

ア 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道通行等の通行区分違反、横断歩行者妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進

イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進

ウ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

4 〈高齢者〉高齢者の交通事故防止

(1) 高齢運転者の交通事故防止対策

ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発の推進

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進

(2) 高齢歩行者の交通事故防止

ア 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

イ 高齢者に交通安全のひと声アドバイスを行う「シルバーアドバイザーの店」の登録を図るほか、高齢者を取り巻く交通事故実態の周知や、高齢者の行動特性を理解した交通安全意識の高揚を図る広報啓発活動を推進する。

5 〈バイク〉バイクの交通事故防止

(1) バイクの運転者に対する広報啓発

ア バイクの特性(不安定性や死角に入りやすいなど)の周知及び顎紐は緩みなくしっかりと締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

イ カーブや交差点の手前で十分に減速すること、無理な追い越しをしないことなど、安全運転に関する広報啓発の推進

ウ 若年層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

エ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール(無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等)が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

第7 具体的広報内容

運動の推進に当たっては、次により運転者及び歩行者のそれぞれの立場から交通安全を実践するとともに、家庭、学校、職場では、交通の場における正しい行動が習慣化されるよう話し合いや指導を行い、各地域では地域のふれあいを通じて、地域に根ざした交通安全活動が行われるように努める。

1 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

○ 運転者の皆さんは

こどもの飛び出しや、高齢者の道路横断にも対応できる安全な速度で運転しましょう。横断歩道に近づくときは、横断歩行者や横断しようとする歩行者がいないことが明らかな場合を除き、その直前で停止できる速度で進行しましょう。

※令和8年9月1日から、生活道路における法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられます。

横断歩道に横断歩行者や横断しようとする歩行者がいる場合は必ず横断歩道手前で停止しましょう。(停止後は、歩行者に「お先にどうぞ」と手で合図しましょう。)

○ 歩行者の皆さんは

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるときは、その横断歩道や交差点で横断しましょう。

信号機のない横断歩道を横断する時は、「ハンドサインでストップ運動」を実践し、
・手を上げるなどして運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。

- ・横断する前、横断中も、左右の安全をよく確認して車に注意しましょう。
- ・横断歩道手前で停止した運転者と目を合わせ、会釈するなど感謝の気持ちを伝えましょう。

外出するときは、明るい服装を心掛け、反射材用品等を身に付けましょう。

- 家庭では
家族が外出するときは、「交通事故に気をつけて」のひと声をかけましょう。
- 学校では
基本的な交通ルールのほか、「ながらスマホ」などの危険性を理解させましょう。
- 地域・町内では
交通安全講習等に積極的に参加するなど、反射材用品等の普及と着用の促進を呼びかけましょう。

【ハンドサインでストップ運動】

信号機の設置のない横断歩道において、歩行者とドライバーが相互に意思疎通を図る横断方法等を提唱し、歩行者保護の気運醸成を図ることを目的とした運動です。

2 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- 運転者の皆さんは
 デイ・ライト（昼間点灯）又は夕暮れ時における早めのライト点灯を心がけ、対向車や先行車がない場合は、走行用前照灯（ハイビーム）の使用を励行しましょう。
 周囲が見にくく、歩行者等の発見が遅れがちになるので、交差点では徐行し、歩行者の道路横断に対応できる安全な速度で運転しましょう。
 「ハンドサインでストップ運動」を実践し、
 - ・横断歩道に近づくときは、横断歩行者や横断しようとする歩行者がないことが明らかな場合を除き、その直前で停止できる速度で進行しましょう。
 - ・横断歩道に横断歩行者や横断しようとする歩行者がいる場合は必ず横断歩道手前で停止しましょう。（停止後は、歩行者に「お先にどうぞ」と手で合図しましょう。）
 飲酒運転は悪質で重大な犯罪であるとの認識を持ち、二日酔い運転を含め、飲酒運転は絶対にやめましょう。
 令和8年7月に自動車運転死傷処罰法及び道路交通法が改正され、体内アルコール濃度による数値基準が設けられました。ただし、数値基準に満たないとしても、酒気を帯びて自動車を運転する行為は違法です。また、自転車・特定小型原動機付自転車の飲酒運転も禁止されています。
 思いやりとゆずり合いの気持ちを持って、安全運転を心掛け、あおり運転など危険な運転はやめましょう。
 後部座席を含め、全員がシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。
- 同乗者の皆さんは
 運転者に対して、ゆとりを持って運転するよう声をかけ、安全運転を実践させましょう。
 運転者の飲酒状況を確認し、二日酔い状態も含めて、酒気を帯びている人には、絶対

に運転させないようにしましょう。（同乗罪に問われる場合があります。）

全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを着用しましょう。

○ 家庭では

外出時は、明るい服装を心がけ、反射材用品やLEDライト等を身につけるなど目立つ工夫をしましょう。

交通事故に遭わないよう、夕暮れ時の危険性、危険個所などについて話し合しましょう。

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性を話し合しましょう。

飲酒運転は悪質で重大な犯罪であること、悲惨な事故やひき逃げにつながる危険な行為であることなどを、家庭で繰り返し話し合うなど、飲酒運転を根絶しましょう。

シートベルト・チャイルドシートを着用しない場合の危険性について理解を深め、全ての座席において、必ず着用するよう習慣付けましょう。

○ 地域・町内では

街頭啓発や広報活動を通じて、交通ルールの遵守や交通事故防止を呼びかけましょう。

街頭啓発や町内会の会合、回覧板など、あらゆる機会を通じて、飲酒運転の根絶、全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について呼びかけましょう。

○ 職場・学校では

定期的に安全教育や指導などを行い、飲酒運転根絶の意識を浸透させましょう。

ポスター（飲酒運転根絶ロゴマーク使用）等の掲示や、ハンドルキーパー運動を推進するなど、継続的に安全啓発や注意喚起を実践しましょう。

飲酒場所に車両で行かないことや、飲酒後の帰宅手段の確認など、飲酒運転をさせないため、お互いに注意喚起のひと声をかけましょう。

【ハンドルキーパー運動】

自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

○ 酒類を提供・販売する飲食・販売店の皆さんは

飲酒運転の悪質・危険性や交通事故の悲惨さを呼びかけ、ハンドルキーパー運動を推進し、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転をしようとしている者を制止し、タクシーや運転代行の利用を促すなどして、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転の根絶に取り組む旨の宣言を行った飲食店及び酒類販売店等を登録する「北海道飲酒運転根絶宣言飲食店等登録制度」に積極的に登録しましょう。

○ タクシー・運転代行業者の皆さんは

酒類を提供する飲食店や酒類販売店等と協力して、タクシーや運転代行の利用を働きかけ、飲酒運転を根絶しましょう。

○ 道民の皆さんは

「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」を徹底しましょう。

飲酒運転をしている者や、その疑いのある者を発見した場合は、警察に通報しましょう。

う。

【飲酒運転通報システム】

北海道警察では、110 番通報のほか、飲酒運転に関する情報提供を電子メールにより受け付ける「飲酒運転ゼロボックス」をホームページ上に開設しています。

3 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

○ 運転者の皆さんは

交差点等における一時停止、安全確認を徹底し、自転車等との事故を防止するとともに、自転車等を追い越すときは、安全な間隔を確保しましょう。

○ 自転車等を利用する皆さんは

自転車も車両として交通ルールを守らなければならないことをよく認識しましょう。

車道通行が原則（左側端）、歩道通行は例外（歩行者優先）を徹底しましょう。

頭部を保護して事故による被害を軽減するため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

自転車損害賠償保険等への加入、夕暮れ時は早めのライト点灯に努めましょう。

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を利用する際には、ナンバープレートの取り付けや自賠責保険（共済）への加入など特定小型原動機付自転車に関する交通ルールを遵守しましょう。

イヤホン使用など安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態での運転、「ながらスマホ」、傘差し等の片手運転など危険な行為はやめましょう。

○ 家庭では

自転車等の点検・整備に努め、自転車等に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するとともに、自転車損害賠償保険等に参加しましょう。

○ 学校では

「自転車安全利用五則」や「北海道自転車条例」の周知を図るとともに、イヤホン使用など安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態での運転、傘差し、「ながらスマホ」の片手運転などの危険性についての指導を徹底しましょう。

○ 地域・町内では

交通安全講習等に積極的に参加するなど、反射材用品やLEDライト等の普及と着用の促進、自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上に努め、お互いに自転車の安全利用を呼びかけましょう。

【自転車交通安全教育動画】

北海道及び北海道警察が制作した交通安全教育動画「再確認！自転車の交通ルール」を活用下さい。

北海道警察公式Y o u T u b eチャンネルで配信しています。

(Youtube に移行します)



4 〈高齢者〉高齢者の交通事故防止

○ 高齢者の皆さんは

体調に不安があるときは運転を控えるなど、無理のない運転を心がけましょう。

交通安全講習会などに参加し、交通ルールや加齢に伴う身体機能の変化などを理解しましょう。

安全を確保するため高齢運転者標識（高齢者マーク）を活用しましょう。

運転に不安を感じる高齢運転者の皆さんは、運転免許の自主返納について、家族と話し合ってみましょう。また、生活に車が欠かせない高齢ドライバーの皆さんは、安全運転を徹底するとともに、安全運転を支援する装置がついた安全運転サポート車などを活用しましょう。

【北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度】

北海道では、高齢運転者による交通事故が増加傾向にあることから、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを行うため、「北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度」を実施しています。

北海道在住の 65 歳以上の方で、運転免許証を自主返納し「運転経歴証明書」の交付を受けた方が、協賛店において「運転経歴証明書」を提示することで、様々なサービスを受けられる制度です。

【安全運転サポート車（サポカー）】

衝突被害軽減ブレーキなどの先進安全技術でドライバーの安全運転を支援してくれる車を「セーフティ・サポートカー（サポカー）」といいます。

○ 家庭では

家族が外出するときは、「交通事故に気をつけて」のひと声をかけましょう。

運転に不安をもつ家族がいる場合は、免許の自主返納についても話し合いましょう。

○ 地域・町内では

街頭啓発や広報活動を通じて、交通ルールへの遵守や交通事故防止を呼びかけましょう。

地域に住む高齢者が交通事故に遭わない・起こさないために交通安全に対する一声をかけるなど、思いやりの気持ちを持って交通事故のない安全・安心な地域を作っていきましょう。

5 〈バイク〉バイクの交通事故防止

○ 運転者の皆さんは

交差点では、バイクを見落とす危険があります。バイクの有無や動きをしっかりと確認しましょう。

○ バイクを利用する皆さんは

ツーリング等では、余裕のある安全な計画のもとに、メンバー同士で事故防止について事前に話し合いましょう。

また、無理な追い越し・スピードの出し過ぎに注意し、適度な休憩を取りましょう。

○ 地域・町内では

街頭啓発や町内会の会合、回覧板など、あらゆる機会を通じて、バイクの交通事故防止について呼びかけましょう。